

京都・山科を基点に巡る周遊スタンプラリー業務 受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都・山科を基点に巡る周遊スタンプラリー業務について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、「京都・山科を基点に巡る周遊スタンプラリー業務受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 京都・山科を基点に巡る周遊スタンプラリー業務に関する受託候補者選定審査基準による受託候補者の選定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号を掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業観光局 観光 MICE 推進室長
- (2) 産業観光局 観光 MICE 推進室 観光戦略担当部長
- (3) 産業観光局 観光 MICE 推進室 魅力活用推進課長
- (4) 公益財団法人 京都市観光協会 観光活用課長

2 委員は、前条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は観光 MICE 推進室長とする。
- 3 委員長は委員会を総理し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保したうえで、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報については、この限りではない。

(事務処理等)

第7条 委員会に関する庶務は、産業観光局観光 MICE 推進室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は決定の日から実施する。
- 2 この要綱は受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。